

生徒作品コンクール実行委員会規約

(名称)

第1条 この会は、生徒作品コンクール実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、全日本中学校技術・家庭科研究会が主催する「全国中学生創造ものづくり教育フェア 生徒作品コンクール」（以下「生徒作品コンクール」という。）を主管し、生徒作品コンクールを円滑に開催するために必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 生徒作品コンクールの開催計画に関する事
- 二 生徒作品コンクールの開催準備に関する事
- 三 生徒作品コンクールの実施運営に関する事
- 四 関係機関及び団体との連絡調整に関する事
- 五 その他、実行委員会の目的を達成するために必要な事項に関する事

(組織)

第4条 実行委員会は、別表に掲げる者により構成する。

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- 一 委員長 1名
 - 二 副委員長 若干名
 - 三 庶務 若干名
 - 四 監事 若干名
- 2 委員長は、委員のうちから互選により選出する。
- 3 副委員長及び庶務は、委員のうちから実行委員会の承認を得て委員長が指名する。
- 4 監事は全日本中学校技術・家庭科研究会役員から選出する。

(役員の職務)

第6条 委員長は、実行委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 庶務は、実行委員会の庶務及び会計を担当する。
- 4 監事は、必要と認めるときは、実行委員会の事業の執行状況及び会計について、随時に監査することができる。

(任期)

第7条 役員の任期は、1年間を原則とし、再選を妨げない。

(会議)

第8条 実行委員会の会議は委員長が招集し、委員長又は委員長が指名する者が議長を務める。

(権能)

第9条 会議は、次に掲げる事項について審議する。

- 一 実行委員会の規約に関する事項
- 二 事業計画及び事業報告に関する事項
- 三 予算及び決算に関する事項
- 四 生徒作品コンクールの開催計画に関する事項
- 五 その他実行委員会の運営に関する重要な事項

(議事)

第10条 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専決)

第11条 委員長は、会議を招集するいとまがないと認めるとき、又は軽易な事項については、その議決すべき事項について専決することができる。

- 2 委員長は前項の規定により専決したときは、その内容について次の会議において報告しなければならない。

(経費)

第12条 実行委員会の運営及び事業に要する経費は、次の収入をもって充てる。

- 一 生徒作品コンクールの生徒参加費
- 二 協賛金
- 三 その他の収入

(予算及び決算)

第13条 実行委員会の事業計画及び予算、事業報告及び決算は、委員長が調整し、会議に提案する。

- 2 実行委員会の予算は、会議の議決により定め、決算は監事の監査を経て会議の承認を得なければならない。

(報告)

第14条 実行委員会は、事業計画及び予算、事業報告及び決算を全日本中学校技術・家庭科学研究会が定める期日までに報告する。

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するために、事務局を委員長が指定する場所に置く。

- 2 その他事務局について必要な事項は、委員長が別に定める。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則 この規約は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

職名	氏 名	所属等
委員長	平形 隆正	沼田市立沼田西中学校
副委員長	柴崎 淳志 山崎 正	群馬県桐生市立広沢中学校 (公社)全国中学校産業教育教材振興協会 会長
庶務	山口 哲生 清水 盛行	(公社)全国中学校産業教育教材振興協会 副会長 群馬県高崎市立佐野中学校
監事	星谷 雅俊	全日本中学校技術・家庭科研究会 フェア事務局長
委員	三木 敏秀 長田 有弘 坂本 雅直 平松 功治 丸山 康弘 蓼沼佐弥香 下山 恭平 牛腸 俊樹	(公社)全国中学校産業教育教材振興協会 副会長 (公社)全国中学校産業教育教材振興協会 理事 (公社)全国中学校産業教育教材振興協会 理事 (公社)全国中学校産業教育教材振興協会 監事 群馬県高崎市立中尾中学校 群馬県館林市立第三中学校 群馬県藤岡市立北中学校 新潟県新潟市立小針中学校